

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第１項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成２８年４月１９日

海田町長 西 田 祐 三

### １ 大規模小売店舗の名称及び所在地

#### （１）名称

ハピアス海田

#### （２）所在地

広島県安芸郡海田町畝二丁目１５番１５号

### ２ 変更した事項

#### （１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 |                      | 変更後                  | 変更年月日・理由              |
|-----|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 名称  | JA三井リース株式会社          | JA三井リース株式会社          |                       |
| 代表者 | 代表取締役 高橋 則広          | 代表取締役 中山 和夫          | 平成２８年４月１日<br>代表者変更のため |
| 所在地 | 東京都中央区銀座八丁目<br>１３番１号 | 東京都中央区銀座八丁目<br>１３番１号 |                       |

### ３ 届出年月日

平成２８年４月１３日

### ４ 縦覧期間及び縦覧場所

#### （１）縦覧期間

平成２８年４月２０日から平成２８年８月１９日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。

#### （２）縦覧のできる時間帯

午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時１５分まで

#### （３）縦覧場所

海田町役場企画部企画課 安芸郡海田町上市１４番１８号

### ５ 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成28年8月19日

(2) 提出先

海田町役場企画部企画課